

弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則

平成16年 3月 8日 法務省 令 第13号

弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則の一部を改正する省令

平成20年 9月29日 法務省 令 第54号

改正前	改正後
- 本則 -	
施行日:平成20年10月 1日	
<p>(裁判手續に類する手續等)</p> <p>第三条 法第五条第二号イ(2)の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に定める公正取引委員会の審判手續(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)において準用する場合を含む。)二 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)に定める 地方海難審判庁又は高等海難審判庁の審判の手續三 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)に定める中央労働委員会、地方労働委員会、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会の審問の手續四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に定める収用委員会の裁決手續五 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)に定める公害等調整委員会の裁定委員会の裁定の手續六 行政庁の処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第一項の「処分」をいう。)その他公権力の行使に対する異議申立て、審査請求及び再審査請求その他の不服の申立てに対する行政庁の手續(不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等における審議等の手續を含む。)七 外国における裁判手續又は前各号に掲げる手續に相当する手續八 仲裁手續 <p>2 法第五条第二号ロ(3)の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定める国地方係争処理委員会又は自治紛争処理委員の審査の手續二 地方自治法に定める選挙管理委員会の署名簿の署名に関する異議又は審査の手続	<p>(裁判手續に類する手續等)</p> <p>第三条 法第五条第二号イ(2)の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に定める公正取引委員会の審判手續(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)において準用する場合を含む。)二 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)に定める 海難審判所の審判の手續三 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)に定める中央労働委員会 又は都道府県労働委員会の審問の手續四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に定める収用委員会の裁決手續五 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)に定める公害等調整委員会の裁定委員会の裁定の手續六 行政庁の処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第一項の「処分」をいう。)その他公権力の行使に対する異議申立て、審査請求及び再審査請求その他の不服の申立てに対する行政庁の手續(不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等における審議等の手續を含む。)七 外国における裁判手續又は前各号に掲げる手續に相当する手續八 仲裁手續 <p>2 法第五条第二号ロ(3)の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定める国地方係争処理委員会又は自治紛争処理委員の審査の手續二 地方自治法に定める選挙管理委員会の署名簿の署名に関する異議又は審査の手續

続

- 三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に定める選挙管理委員会の選挙の効力に関する異議又は審査の手續
- 四 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第百四十号)に定める公安審査委員会の破壊的団体の規制の手續
- 五 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)に定める公安審査委員会の規制措置の手續
- 六 前項第一号から第六号まで及び第八号の手續
- 3 法第五条第二号ロ(3)の法務省令で定める者は、次の各号に掲げる手續における、次の各号に掲げる者をいう。
 - 一 前項第一号の手續 国地方係争処理委員会の委員又は自治紛争処理委員
 - 二 前項第二号及び第三号の手續 選挙管理委員会の委員
 - 三 前項第四号及び第五号の手續 公安審査委員会の委員長又は委員
 - 四 第一項第一号の手續 公正取引委員会の委員長、委員又は審判官
 - 五 第一項第二号の手續 地方海難審判庁又は高等海難審判庁の審判官
 - 六 第一項第三号の手續 中央労働委員会、地方労働委員会、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会の委員
 - 七 第一項第四号の手續 収用委員会の委員
 - 八 第一項第五号の手續 裁定委員会の裁定委員
 - 九 第一項第六号の手續 異議申立て、審査請求及び再審査請求その他の不服の申立てについて、裁決及び決定その他の処分に係る事務を行う者(不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等の委員長及び委員を含む。)
 - 十 第一項第八号の手續 仲裁人

- 三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に定める選挙管理委員会の選挙の効力に関する異議又は審査の手續
- 四 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第百四十号)に定める公安審査委員会の破壊的団体の規制の手續
- 五 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)に定める公安審査委員会の規制措置の手續
- 六 前項第一号から第六号まで及び第八号の手續
- 3 法第五条第二号ロ(3)の法務省令で定める者は、次の各号に掲げる手續における、次の各号に掲げる者をいう。
 - 一 前項第一号の手續 国地方係争処理委員会の委員又は自治紛争処理委員
 - 二 前項第二号及び第三号の手續 選挙管理委員会の委員
 - 三 前項第四号及び第五号の手續 公安審査委員会の委員長又は委員
 - 四 第一項第一号の手續 公正取引委員会の委員長、委員又は審判官
 - 五 第一項第二号の手續 海難審判所の審判官
 - 六 第一項第三号の手續 中央労働委員会又は都道府県労働委員会の委員
 - 七 第一項第四号の手續 収用委員会の委員
 - 八 第一項第五号の手續 裁定委員会の裁定委員
 - 九 第一項第六号の手續 異議申立て、審査請求及び再審査請求その他の不服の申立てについて、裁決及び決定その他の処分に係る事務を行う者(不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等の委員長及び委員を含む。)
 - 十 第一項第八号の手續 仲裁人

- その他 -

施行日:平成20年10月1日

◆追加◆

別記様式 [省略]

- 改正法・附則・題名 - ~ 平成20年9月29日 法務省令第54号~

施行日:平成20年10月1日

◆追加◆

附 則(平成二〇・九・二九法務令五四)

- 改正法・附則 - ~ 平成20年9月29日 法務省令第54号~

施行日：平成20年10月 1日

◆追加◆

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則(次項において「旧規則」という。)第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する手續に従事した期間については、改正後の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則(次項において「新規則」という。)第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する手續に従事した期間とみなす。

3 この省令の施行の日前に旧規則第三条第三項第五号の審判官又は同項第六号の委員の職務に従事した期間については、新規則第三条第三項第五号の審判官又は同項第六号の委員の職務に従事した期間とみなす。